

令和5年度 第5回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和5年11月16日（木）午後1時30分～午後2時52分

2 開催場所 朝来市あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 12人

1番 米田 隆至委員 2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員

4番 藤井 幸三委員 5番 米田 利秋委員 7番 細見 和範委員

8番 篠岡 昌代委員 9番 伊藤 孝行委員 10番 佐野 伸夫委員

11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 2人

6番 高本 知宜委員 13番 西 好朗職務代理

5 出席した農地利用最適化推進委員 11人

6 現地調査委員

農業委員 細見 和範委員 篠岡 昌代委員

推進委員 白瀧 英雄委員 坪井 良尚委員

7 議事日程

日程第1 議案第17号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第18号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第19号 非農地証明申請について

日程第4 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第21号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部
変更について

日程第6 議案第22号 朝来農業振興地域整備計画の変更（案）について

8 事務局職員

事務局次長 藤原 雅人 主幹 石橋 禎之 農地農政係長 森本 礼子

9 農林振興課職員

副課長 衣川 太郎

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は大変お忙しい中、総会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第5回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付いたしております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

ここからは、会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思えます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は農業委員12名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第5回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、8番の篠岡昌代委員と9番の伊藤孝行委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行させていただきます。

日程第1「議案第17号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位27番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、説明申し上げます。

では、まず、案内図を御覧ください。皆さん御存じの道の駅あさごがございますが、その駐車場と、それから附属の建物のところからつり橋みたいにロープでつった橋がございます。そこを渡っていただいた右側に当該地、申請地があるというふうに御理解いただきたいと思えます。それで、前提で申し上げますが、申請地の多々良木●●番地という小さい写真が添付されておりますが、現地はこのような灌木と申しますか、柿の木もございましたし、そういった状況であるということをもって御理解いただきたいと思えます。

この土地の所有者でございます●●さんは、神戸市に在住でございます管理が行き届

かないということから、どなたか近くの方で何とか管理してもらえる人がいないかということをお探しになっていたようでありますが、このたび同じ集落の●●さんとの交渉がまとまりまして、3条無償移転ということで決着がついたということでございます。御審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位28番及び29番、2件の提案理由の説明を、地元委員の西委員が欠席のため、事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。では、まず、受付順位28番から説明をさせていただきます。

それでは、議案書の受付順位28番の航空写真を御覧ください。申請地は地図の上寄り半分、半分より上寄りの場所の●●番地、心諒尼農村公園の下側に位置する農地となっています。この土地については、和田山町東河地域の野村区にあります。今回譲り受けられる●●さんにつきましては、現在、豊岡市にお住まいですが、申請地の右側にある住宅を購入され、野村区へ移住される予定となっております。移住後に住宅近くの農地で野菜の栽培等をされたいということをご希望されておまして、今回の●●さんと話がまとまり、3条の申請という形になりました。審議資料の各項目についても該当しており、許可相当と思われるので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

では、続きまして、受付順位29番の説明をさせていただきます。

先ほどの航空写真を1枚めくっていただきまして、29番の写真を御覧ください。今回の申請地につきましては、先ほどの申請地から下っていただきまして、少し地図でいうと左側に行ってくださいましたら、申請地の●●番地と●●番地の農地があります。こちらの農地も同じように東河地域の野村区にありまして、今回譲り受けられる●●さんは、ちょうどこの申請された農地と農地の間にある住宅を購入されるとともに、今回の2筆の農地も併せて購入をされました。既に住所も移しておられまして、購入後は畑として季節の野菜を栽培される予定となっております。審議資料の各項目についても該当しており、許可相当と思われるので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 続きまして、受付順位30番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。県道朝来出石線を上がりまして、途中から左側に市場方面に入りますと、50メートルのところから上向き上がりますと、その突き当りが●●さん宅で、●●さん宅は去年整地されて、家のほうは所有権移転をされています。今回の4つの畑も

所有権移転を申請され、以前から畑は●●さんが管理されていまして、きれいにされていますので、問題ないと判断しましたので、審議のほうをよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位31番の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。受付順位31番について説明をいたします。

添付しております31番の地図を見てください。申請地は県道檜倉山東線を与布土方面に行き、大体1.1キロを南に行ったすぐの畑でございます。譲渡人の●●さんは、譲受人の●●さんに有償で譲り渡すことになりました。周辺の影響も特にございません。よって、3条2項、該当しないため、この案件は許可相当だと考えられますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位32番の提案理由の説明を、地元委員の私、石原が行います。

まず、32番の航空写真を見ていただきたいと思います。ここは山東町一品区のところを表しております、左の上のほうから右下に国道427号線が通っております。この図面の下のほう、写真には写ってはおりませんが、南側には山東インターチェンジがございます。国道の図面真ん中の上のほう、北側になりますが、特別養護老人ホーム緑風の郷があります。そのまま山のほうに登っていきますと、鯨峠を過ぎて夜久野方面に至ります。図面真ん中の国道の角の農地が今回の申請地でございます。現在、ビニールハウスが建っております、多肉植物のエケベリアですか、サボテンの一種だと思いますけれども、それを作付、販売されております。

譲渡人の●●さんは現在、沖縄の石垣島のほうに在住でして、移住されました譲受人の●●さん夫婦が、●歳と●歳の若い方ですが、隣の空き家とともに購入されて農業を営まれております。珍しい植物を作付、販売されておまして、若い夫婦が当地区で農業に関わられることに対しまして、近所では注目もありまして、最近ちょっと有名になっておるとお聞きいたしました。近所とも仲よくされておることですので、特に問題はないと思います。ひとつ審議のほどをよろしくお願いします。以上です。

これで、受付順位27番から32番について、地元委員等からの提案理由の説明がありました。

現地調査委員の篠岡委員のほうから補足説明はございますか。

○篠岡委員 11月6日月曜日に事務局から2名、細見委員、白瀧委員、坪井委員と4名

で現地確認を行いました。問題はないと思います。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この3条の案件につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見はございませんか。

特にないようですね。

それでは、ないようですので、受付順位27番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位28番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位29番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位30番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位31番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位32番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第18号、農地法第5条申請について」を上程い

たします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位33番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。33番の案件につきましては、御記憶の方もあると思いますが、10月にこの●●の駐車場用地として5条申請で協議をいただいて承認をいただいた土地の隣の、隣接地の今度は案件になっておるところでございます。

まず、案内図でございますが、33番御覧いただきますと、山芳製菓とかそういったところはもう御承知だと思いますが、伊由市場の信号から、以前にコンビニがございまして、それが店舗を廃止しまして、今、山芳製菓の販売所になっている隣に今回の申請地があるというふうに御理解をお願いいたします。

それでは、この件につきまして、若干補足する説明がございますので、お聞き取りいただきたいと思えます。

この●●株式会社は、先月申し上げましたように、OA機器の解体をして、そのリサイクルをする工場を伊由市場周辺に展開をしたいということで、それらの従業員の駐車場を確保するために、先月の案件も、今月のこの5条申請についても、露天駐車場を確保したいということから案件が出ておるところであります。

今回、譲渡人の●●さんについては、先ほど言いましたように、元に返っていただいて、この案内図を見ていただきますと、●●番地のところが先月御協議いただいて、承認をいただいた地番でございまして、その隣に少し変形の土地があるところが今回の●番地、429平米でございます。

●●さんは先月のときにもう既にそういった周辺の工事概要などを●●が説明したときに、自分の土地も何とか考えてくれないかというような話が持ち出されておったということを代理人のほうから聞いているところでもあります。今回、そういったことから、●●との話がまとまりまして、5条の申請が出されているところでもあります。

ただ、代理人の説明を聞きますと、この案件について、地元の同意書は、区長と農事部長は取れて添付されておるんですが、この隣接地の部分の、●●さんの隣接地に●●さんっていう方の所有地があるんですが、その●●さんの隣接地の同意書が取れないという理由書が代わりに添付されております。●●さんは現在、施設に入所されているようございまして、意思の疎通が難しいというような状況のようございまして、代理人もそ

これらのことを含めて、相続権のある方を相当探しまして、1人だけおられるということが判明しまして、その方にこういった土地の所有権の移転について意見を聞かれましたら、現在の自分としては意見を言う立場ではないけれども、当該の対象不動産を相続したとした場合については、今回の転用に問題はないという意思の表明があったというふうに代理人から聞きましたし、そのような理由で隣接同意書が提出できない理由として、理由書が添付されておりますことを申し添えておきます。これらについては、先月の対象地と今月のこれらの対象地と合わせて、従業員の露天駐車場とするということでございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 詳しく説明いただきましてありがとうございます。

続きまして、受付順位34番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位34番ということで、航空写真のほうを御覧ください。申請地のほうは、ちょうど航空写真の真ん中辺りということになります。下のほうには国道9号線和田山バイパス、これが右から左に、南北に走ってるところでございます。ちょうど右下の辺り、交差点があります。そこに日下部釣具店、こちらのほうがありまして、そこを右折して、下に降りていくという状況です。なおかつ左折、それから、また左折して、申請地のほうに行くといった形になります。

場所はそういった形で、周りのほうはほぼ今、住宅地という形になっております。申請地のほうは登記簿上は田、現況は畑ということで、一応、耕された形跡があるような状況ですけど、譲渡人の●●さん、今現在、大阪府に在住ということになっております。恐らく地元の誰かに頼んで、草刈りとか耕うんとかをされていたと思います。栽培のほうはここ何年もされていないということです。

あと、譲受人の●●さん夫妻、今現在、和田山町駅北のアパートに在住ということで、住宅の新築をちょうど検討していて、●●さんの申請地を譲っていただけるということで、双方の合意ができて、●●さんのほうも資金のほうも調ったため移転申請という形になった流れです。

住宅のほうの施工のほうも、豊岡に事務所があります株式会社●●、こちらのほうが本年度の年末から土地の造成予定ということで、農地法第5条の許可申請図、こちらのほうも提出されております。

あと、転用による被害等ですけど、東側が市道、それから、あと、周りが住宅地に囲まれているということで、特に問題はないと思います。

それから、その用途地域ですけど、第1種住居地域ということで、和田山駅南土地区画整理事業施行地ということです。農振の除外証明書も出されております。

それから、あと、地元の同意書ですね、東谷の区長さん、それから農事部長さん、それから水利組合の代表ということで提出されておりますので、特に問題はないと思いますけど、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位33番から34番につきまして、地元委員のほうから提案理由の説明がございました。

現地調査委員の坪井委員のほうから補足説明ございますか。

○坪井委員 11月6日の日に確認しに行きました。特に問題はありませんでした。以上です。

○議長 それでは、5条の関係のこの2件につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございますか。

農振的にも農用外ということで、特にございませぬか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、受付順位33番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位34番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第19号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位35番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明を申し上げます。まず、航空写真を御覧いただきたいと思いません、35番。ちょっと言葉ではなかなか言い表せないんですが、石田の、大体、東寄りのところに、通称元石田というんですが、その辺りにお宮さんがございまして、そのところの近接のところ今回の対象地になっております。その地図のところ、左手から下に斜め

の道があると思うんですが、これが国道312号線の石田の交差点につながっておりまして、そこをずっと真っすぐ来るとここに到着するということになっております。それらが地図上に表されているというふうに御理解いただきたいと思います。

それから、35番の●●さんでございますが、この非農地の交付申請について、自ら申請書の作成をしたいんだということで、当初、私のほうにお尋ねになったり、また、事務局のほうに相談をされて、自分自身で今回の交付申請を完了されました。非常に、私が思うところでは、遵法精神のあるお方だなと思っておるところであります。

●●さんは、今申し上げましたお宮さんのそばの土地に209平米ほど、昔は田んぼであったけれども、今はその写真にありますように灌木が生えたりして、自分で少しばかり野菜を作っておったんだけど、もう独り住まいで管理が行き届かないと、他人に御迷惑がかかるということが一番心配して、今回、非農地証明という取扱いにさせていただいて、管理をもう少し楽になれないかなんかということの説明が私にはされたところでありまして。それらの家庭状況から見ますと、やむを得ない非農地証明の承認申請だろうと思いますので、御理解いただいて、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長 続きまして、受付順位36番から38番の3件の提案理由の説明を、地元委員の高本委員が欠席のため、事務局に説明を求めます。

○事務局 失礼いたします。それでは、受付順位36番、37番、38番について説明をさせていただきます。こちらの案件につきましては、所有者さんはそれぞれ3名ということで、所有者さんは違うんですが、事業としましては、県の治山事業が入る関係で、こちらの山を保安林指定するに当たって地目を調べられましたところ、今回、まだ地目が農地のままだということが判明しまして、非農地申請という流れになっております。

地図を御覧ください。こちらは、申請の関係上、地図は3枚に分かれているんですが、場所としましては全部同じ、つながった位置になっております。ちょっと場所が説明しづらいんですが、ちょうど加都の青空広場が地図の左側にありまして、その右側に行くと明王寺というお寺があり、その道を上がっていくと山の近くにお墓がありまして、さらにそのお墓の上に上がっていくと、もう既に山になっていると、山がずっと広がったような場所があつて、かつてはこちらで農業をされていたと思うんですが、先ほどの非農地の事由にあつたとおり既に植林が行われており、もう航空写真でもはっきり分かるように3つの申請とも現況、山という形になっております。実際に現地については、市の担当者も県の担当者も確認をされて、この場所ということが判明しておりますので、非農地、もう既

に20年以上も経過していますし、ほかの非農地の該当項目にも当てはまっていますし、もう県の事業が入ると決まっている場所になりますので、今回、非農地証明して問題ないかと思われまので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長 受付順位39番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。39番、この件につきまして、航空写真を御覧いただきたいんですが、なかなか口頭で説明することは難しいところがございます。要は、多々良木をダム湖のほうに向かって、右側の道を、右のほうにずっと進んでいただいたら、あさご芸術の森公園というのが、御承知の方もあると思うんですが、その手前の辺りにこの申請地●●番地があるというふうに御理解をいただきたいと思います。

この件につきましては、所有者の●●さんですが、この土地について、昭和48年から申請地に物置を建てて使用していたと。これはお父さんがお建てになったというふうに聞いております。それ以後も、今度は●●さんが相続の整理をしなくてはならない状況になられたようでして、それを代理人が調査しておったところ、現況、登記簿の畑のままになっておることが判明いたしまして、これは大変なことだというふうに理解されまして、始末書も書かれまして、速やかに現況の地目に変更したいという申出がございまして交付申請に至ったということでございますので、事後承諾にはなると思いますが、相当、時間も過ぎておりますので、御理解いただきまして、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位40番の提案理由の説明を、地元委員であります私、石原が行います。

現地は、先ほど3条で申請のありました山東町一品区のビニールハウスの隣の住宅とその周辺で、このたび非農地の申請があったということです。沖縄の石垣島に在住されております●●さんは、亡きお父さんからの相続によって譲り受けられた土地でして、お父さんが昭和34年頃に住宅を新築され、その後、一部増築されておりますが、その経過は不明ということで、3条にあった●●さんに売却手続の中で農地として残っていることが判明して、今回、始末書を添えて申請されました。地元区長の了解も得ておられ、また、住宅等の建設からもう年数も相当経過していることから、やむを得ないと考えます。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

受付順位35番から40番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の細見委員のほうから補足説明ございますか。

○細見委員 11月6日に農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地確認を行いました。36番から38番については近くまで行かせていただいたんですが、境界は分からないものの、辺り一帯が植林された山林となっていることを確認しています。それ以外の農地に関しては、地元委員の説明のとおり、問題ないと思います。

○議長 ありがとうございます。

それでは、非農地関係につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見はございませんか。

特にないようですので、受付順位35番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位36番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位37番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位38番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位39番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位40番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第20号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第20号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の衣川です。よろしくお願いいたします。

資料のほうは8ページからになります。まず、農用地利用集積計画の概要ですが、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数ですが、面積のほうからいきますと、田が12,776平米、合計12,776平米、筆数は田が6筆、合計6筆となります。利用権の設定を受ける戸数は3戸、利用権を設定する戸数は4戸となります。

続きまして、設定する利用権の概要ですが、利用権の内容としましては、使用貸借権となります。筆数は6筆、面積は12,776平方メートルとなります。

利用権の終期につきましては、令和10年3月31日までが3筆、面積が6,190平方メートル。2つ目が、令和14年3月31日までが3筆、面積が3,174平方メートル。最後、3つ目ですが、令和16年の3月31日までが2筆、面積が3,412平方メートルとなります。

続きまして、9ページになります。利用権の設定を受ける者及び設定する者、土地の所在地等の一覧になります。

続きまして、10ページ、11ページの耕作者及び地主については一覧のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 今、担当課からの説明がございました。

皆さんのほうから御質問なり御意見ございますか。

特にないようですので、議案第20号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第21号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第21号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。資料は14ページからとなります。

まず、変更理由としまして、令和4年5月27日に交付されました農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に対応するため、農業経営基盤強化促進法の第6条の規定に基づく本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、令和5年6月30日変更の兵庫県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即し変更する必要が生じたので、変更するものです。

主な変更点につきましては、2点ありまして、1つ目が農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項を新設しております。2つ目が、法定化されました地域計画に関する事項を新設しております。この2点となります。

変更の内容の詳細につきましては、15ページからの新旧対照表のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 この資料は事前に配られましたので、見ていただいていると思いますけども、皆さんのほうから御意見なり御質問ございますか。

米田隆至委員。

○米田（隆）委員 一、二点質問をさせていただきます。昨夜、これに目を通して、今、物部でも進めております地域計画との関連性を少し勉強しようかと思って読んでいったんですが、ちょっと私がどう理解したらいいのかっていうところがあるんですが、22ページの、農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準っていう項があるんですが、ここが、もう皆さん専門的知識をお持ちの方ばかりですので、地域計画を立てるときに農用地の区域の判断基準っていうのが非常に重要なポイントになってくると私は考えているんですが、その中でも特記されております、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定する、これは当たり前のことではありますが、その努力をしても、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を立てなさいというふうに指示されているんですが、この活性化計画というのは、じゃあ、これらの農振地域外のところについて、管理をしながら、これを元の農用地に戻していくための活性化計画なんだろうなと思ったりもしているんですし、それから、総合的な利用等による農用地の保全等を図るとなっているんですが、ここのところが、総合的な利用等ということについては、物部の説明会の中でも議論をした点であるんですけども、じゃあ、それは誰が責任を持って総合的な利用を図るのか。借りた人が総合的な利用等をするということになりますと、実

際、農産物の栽培等についてはまずできないだろうというのが私の解釈でありまして、ただ、農地を本当に、荒廃しない手前で管理をしていくというような意味なんかなと思って、総合的な利用等による農用地の保全を図る、このことは、今後、地域計画を進める上で非常に重要な部分になってくると私は思っております。農振地域の地域計画を組み立てるといのは、そんなに、今の現状から考えますと、地域の協力とか担い手等々の協力があったら、まず枠組みはできるだろうと思うんですが、その枠から外れる、これらの、いわゆる借手のない農用地についてどうあるべきなのかということがちょっと疑問に思いますので、活性化計画を立てて、それらの借手のつかない農用地をいわゆる管理していくということを進めるのは具体的にはどうすればいいのかということが私は知りたい部分でありますので、この席でなくてもよろしいんですが、それらの具体的な行動試案を示していただいたら、今、地域計画を進めております各集落にとっては、非常にスピードが上がっていくだろうと思っておりますので、一度御検討を願って、具体的にこれらのことについてどうあるべきなのかということのサブ的な要綱といいますか、それらを作成していただきたいなと思うところでございます。以上です。

○議長 今の米田委員に対しまして、担当課何かある。

○担当課 失礼いたします。まず、この地域計画の区域の判断につきましては、先ほど委員からありましたように、原則、基本的には農振農用地区域を入れなさいよというふうになっております。しかしながら、やはり農振農用地区域であっても、中山間地であったりとか、荒廃している農地もあろうかと思えます。その中で、地区によっては、やはり、例えば山田でいきますと、山田で作付するのが難しいであったりとか、水が来なくなっていて水稻には向かないということで、農地の利用としては低くなっている農地につきましては地区の中でお話し合いをしていただきまして、じゃあ、この地域計画から外していこうということを決めていただいても構いません。外した中で、じゃあ、どういうふうに農地を利用していくかということをもまず考えてくださいというのが活性化計画だと思います。その中で、特に国からの指示はないんですけど、いろいろと話を聞く中で、山に戻そうとか、林地化ですね、林地化していこうとか、あと、いろんな作物が、水稻とかそういったものがないのであれば、果樹を植えて農地の管理、そんなに手をかけない簡単な何かで保全管理はしていくというようなことをこの活性化計画に書いていただいて、守っていただくっていうのか、山に戻していきましようっていうところになるのかなというふうに思っております。

まず、その判断につきましては、やはり市のほうではなかなか各地区の思いであったりとか所有者さんの意向というところがありますので、この地域計画の地区の中であったりとか、地域の中の協議の場でいろいろとお話をさせていただいて、その方針を決めていただいて、それを地域計画に反映していただきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長 今、担当課からそういう話がありましたけど、どうですか。

○米田（隆）委員 重ねてあれですが、地域計画を立てるときに、じゃあ、これらの管理が困難な土地の用地については、計画の枠から外すと。外した場合に、例えば物部の集落でしたら、大体これらに該当するエリアというのは、山の麓であるとか、排水の悪いところであるとかというふうに、もう偏った地図になってしまうわけなんですね。そのところが、判断が、その集落の作成する合意が得られれば、そのところはあんまり厳密に考えなくてもよろしいということでしょうか。

○担当課 この地域計画のエリアから外したからといって、農振農用地から除外するっていうことはございません。ですので、あくまでも農業を振興する農地ということで、この地域計画であったりとか、あと、多面的っていう国の制度、いろいろとありますが、そういうところについては、各地区のほうで農業を推進していただきたいなと思います。ですが、そこに向かない農地につきましては、やはり農地をどういうふうに守っていくかっていうところで、言葉が合ってるかどうか分からないですけど、力を入れていく農地とそうではない農地というふうに分けていただいて、やはり利用価値が少ないであったりとか、ない農地につきましては、先ほどもありましたように、作付以外のものでの維持管理等をしていって、その地域の景観であったりとか環境を守っていただきたいなというふうに思っております。

○議長 そのほか御質問ありませんか。

大田垣委員。

○大田垣委員 今、米田委員から質問があったんですが、これも農用地の保全を図るということで、現在でも農用地の保全が図れませんのに、将来的に農地を保全して、将来的な農地保全がかなわなかったとかいうようなことも、それも皆さんご存知のように、絶対できないだろうと思っておられる方が大部分かと思うんです。そういったことは今ここで議論してもかなわない話なんですけど、ちょっと安易な考えで、農振外して、宅地にでもしてればというようなお話もあるんですが、これはあくまでも、今、農用地としての保全を図っていくということの、またこれ将来的に同じようなことの問題が起こってくるんで、

ここで一気に解決するというようなことはできませんけども、もう少し、農用地の今後の、農用地としての保全ではなしに、それ以外に何かということを考えますと大変難しいんですが、そういったことも、今、地域計画をつくっていきよるんですけども、こういったことに多分、ここで問題が出てこうへんかと思ひまして、お伺いじゃなしに、ちょっと教えてもらえますか。

○議長 今の意見で何かありますか。

○担当課 今現在、各地区で説明会のほうをさせていただいております。その中で、やはり、地域で守っていく担い手であったりとか後継者がいないから、どういうふうにしたらいいかっていうところは多く意見はございます。その中でお話しさせていただいてますが、地区の農地を自分たち地区の中の方で守るのではなくて、やはり守っていくのが当然だと思ひんですけど、そこが無理であれば、やはり第三者の力をお借りして、今ある農地を維持管理、また活用していくっていう手が、必要なんじゃないかなというふうにお答えさせていただいております。その中で、やはり、今後、農業をされる方が多く出てくると予想されますので、こういった、市内でも認定農家さんであったりとか、新規就農者の方も多数おられます。また、朝来市では、農業研修制度ということを活用されて、今現在10名ほど研修されております。やはりそういった方が、研修終わった後に、自分たちは農業経営者というふうになっていきますので、そういった方々、新しい方、そういった方の力をお借りして、そういった方が入りやすいような農地を守っていただいで、そういう方がもしあれば受け入れていただいで、自分たちの地区の農地も守っていくという考えであつてもいいのかなというふうに思っております。

○議長 今、地域計画、それぞれされてますので、それぞれの地域の事情がいっぱいあつて、いろんな、この話しをしだしたら、時間がかかってしまうんですが、どうしても言いたいことあります、まだ、今。

○米田（隆）委員 もう1点だけ。

○議長 はい。

○米田（隆）委員 重ねてですが、この活性化計画、これをすぐに検討していかなくてはいけないんですが、例えば、かつて圃場整備をした農振地域であっても、それは山の周辺でありますと、もう既に荒地地になってるところがいっぱいあるわけですし、そのところを、この活性化計画を今回の地域計画に添付しなくてはいけないということの解釈でよろしいでしょうか。

○担当課 今回のこの地域計画に添付するっていうところは明記されておられません。それぞれ、そういうものがあれば活性化計画をつくっていただいてもいいですし、5年に一度、農振農用地の計画の総合見直しがございます。そのときに、各地区であつたりとか所有者さんのほうに意向確認をしております。その中で、やはり市としても、市の農業施策としてもちょっと難しいなという農地につきましては非農地にしたりとか、農用地から除外をしております。ですので、その時期が来年度から始まりますが、そういったところで、必要な農地かそうでない農地かっていうところで、また皆さんの御協力を得ながら、新たな農振計画のほうをつくっていききたいというふうに考えております。ですので、その機会を利用するのか、またこの活性化計画で明記するのかというところも、またこれから出てくるのかなというふうに思っております。

○議長 すみません、ちょっと私のほうから、単純な質問2件あるんですけど、一つは、これ、農業委員会に対して意見を求めて、我々に今日話あつた経過ですけども、それ以外、どこどこに意見を求められたかちょっと教えてほしいのと、この中の最初の部分にね、農業所得が、前は560万が今度は540万に減ってるのはなぜなのかと。お願いしたいと思えます。

○担当課 今回のこの基本的な構想の変更に係る意見聴取ということで、国が示しているものにつきましては、市町の農業委員会と、市町にあります農協、JAさん、この2か所になっています。JAたじまさんのほうからは意見のほうを既にいただいております。

それと、所得のほうなんですけど、これは、国のほうが所得のほうを変更して、それに基ついて県のほうも下げておりますので、それに合わせて朝来市も20万円減額しているというふうなところでございます。

○議長 そのほかにどうしても聞きたいという意見ございましたら、よろしいですか。

それでは採決を採りたいと思えますので、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成というところで、本件は承認されたということですので、よろしくお願ひします。

それでは、続きまして、日程第6「議案第22号、朝来農業振興地域整備計画の変更(案)について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第22号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。資料のほうにつきましては、26ページからになります。こちらのほうなんですけど、農用地区域からは除外ということで、1件上がってきております。場所については、27ページ、28ページになりまして、山東町の工業団地付近となっております。

29ページを御覧いただきたいと思います。除外理由につきましては、除外の申請地につきまして、朝来市山東町柿坪、字、馬場、●●番地及び●●番地となっております。地目、現況につきましては共に畑というふうになっております。面積につきましては、2筆合わせて2,530平方メートルとなっております。この除外の申請者につきましては、朝来市山東町柿坪●●番地、●●株式会社となっております。転用の目的につきましては、●●の製造工場というふうになっております。除外理由につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条第2項第5号による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律というちょっと長い法律なんですけど、今、国のほうでやっております地域未来投資促進法というものに基づいて、この●●さんが、今現在、●●の工業団地で第1工場を持っておられますが、第2工場を建設したいという理由でこの申請が上がっております。

○議長 この件につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございますか。

特にないようですので、議案第22号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で本日予定しておりました議案については全て終了しました。

以上をもちまして本日の総会を終了させていただきたいと思います。どうも御苦労さんでございました。

(午後2時52分終了)